

## 福岡県バス対策協議会の規約の改正について

福岡県バス対策協議会規約について、以下のとおり改正することとしたい。

### 1 改正理由

令和2年の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正に伴い、地域間幹線系統補助制度と地域公共交通計画との連動化がなされたため、地域公共交通計画である「福岡県交通ビジョン別冊」（以下、「計画」）に地域間幹線系統補助金の補助対象系統を記載しているところである。

計画の作成・変更を行う際は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第7項に基づき「住民、地域公共交通の利用者等の意見を反映させるために必要な措置」を行う必要があり、本県ではこれまでパブリックコメントを実施してきたが、今回パブリックコメントの代替として新たな措置を行いたいため、規約を改正するもの。

### 2 改正内容について

#### (1) 概要

規約第2条の委員に以下の二者を追加。

- ・公益社団法人福岡県老人クラブ連合会事務局長
- ・福岡県公立高等学校PTA連合会事務局長

#### (2) 委員選定理由

運転手不足の影響等によりバスの廃止・減便が続く中で、特に考慮すべき利用者として免許を所有しない「学生（高校生）」「高齢者」の意見を聞くことが重要である。上記二者においては日頃から学生や高齢者の意見を集約する役割を担っており、委員として追加することにより、法第5条第7項の要件を満たすと考えられるため。

#### (3) 改正（案）について

資料2-①、2-②のとおり

#### (4) 施行日

令和7年4月1日